

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A1	1111	訪問型みなしサービスⅠ	訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	1,168	1月につき		
A1	1113	訪問型みなしサービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818			
A1	1114	訪問型みなしサービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051			
A1	1115	訪問型みなしサービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		736	
A1	2111	訪問型みなしサービスⅠ日割		事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	38		1日につき	
A1	2113	訪問型みなしサービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			27
A1	2114	訪問型みなしサービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%			34
A1	2115	訪問型みなしサービスⅠ日割・初任・同一						介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	1211	訪問型みなしサービスⅡ			訪問型 サービス費 (みなし)Ⅱ			事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)
A1	1213	訪問型みなしサービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			1,635	
A1	1214	訪問型みなしサービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102				
A1	1215	訪問型みなしサービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,472		
A1	2211	訪問型みなしサービスⅡ日割	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	77		1日につき		
A1	2213	訪問型みなしサービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			54	
A1	2214	訪問型みなしサービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%			69	
A1	2215	訪問型みなしサービスⅡ日割・初任・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49
A1	1321	訪問型みなしサービスⅢ		訪問型 サービス費 (みなし)Ⅲ			事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704
A1	1323	訪問型みなしサービスⅢ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			2,593		
A1	1324	訪問型みなしサービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%		3,334			
A1	1325	訪問型みなしサービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334		
A1	2321	訪問型みなしサービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき		
A1	2323	訪問型みなしサービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		85	
A1	2324	訪問型みなしサービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90%		110	
A1	2325	訪問型みなしサービスⅢ日割・初任・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77
A1	8000	訪問型みなしサービス特別地域加算			特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A1	8001	訪問型みなしサービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A1	8100	訪問型みなしサービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A1	8101	訪問型みなしサービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A1	8110	訪問型みなしサービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A1	8111	訪問型みなしサービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A1	4001	訪問型みなしサービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき		
A1	4003	訪問型みなしサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A1	4002	訪問型みなしサービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A1	6269	訪問型みなしサービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算			
A1	6270	訪問型みなしサービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A1	6271	訪問型みなしサービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A1	6273	訪問型みなしサービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A1	6275	訪問型みなしサービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			

2 介護予防訪問型サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	介護予防訪問型サービスⅠ	介護予防 訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)		1,168	1月につき
A2	1114	介護予防訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	1,051	
A2	2111	介護予防訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)		38	1日につき
A2	2114	介護予防訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場 合	× 90%	34	
A2	1211	介護予防訪問型サービスⅡ	介護予防 訪問型 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)		2,335	1月につき
A2	1214	介護予防訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	2,102	
A2	2211	介護予防訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)		77	1日につき
A2	2214	介護予防訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	69	
A2	1321	介護予防訪問型サービスⅢ	介護予防 訪問型 サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,704	1月につき
A2	1324	介護予防訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	3,334	
A2	2321	介護予防訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき
A2	2324	介護予防訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	110	
A2	2411	介護予防訪問型サービスⅣ	介護予防訪問型 サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)		266	1回につき
A2	2414	介護予防訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	239	
A2	2511	介護予防訪問型サービスⅤ	介護予防訪問型 サービス費(Ⅴ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)		270	1日につき
A2	2514	介護予防訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	243	
A2	2621	介護予防訪問型サービスⅥ	介護予防訪問型 サービス費(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		285	1日につき
A2	2624	介護予防訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	× 90%	257	
A2	8000	介護予防訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	介護予防訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	介護予防訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	介護予防訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	介護予防訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	介護予防訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	介護予防訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	介護予防訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	介護予防訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	介護予防訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	介護予防訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1日につき
A2	4002	介護予防訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	介護予防訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1日につき
A2	6270	介護予防訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	介護予防訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	介護予防訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	介護予防訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

3 生活援助訪問型サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	2421	生活援助訪問型サービスⅠ	生活援助訪問型サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	229単位	229	1回につき
A2	2521	生活援助訪問型サービスⅡ	生活援助訪問型サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	229単位	229	
A2	2631	生活援助訪問型サービスⅢ	生活援助訪問型サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	242単位	242	
A2	1121	生活援助訪問型サービスⅣ	生活援助訪問型サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,145単位	1,145	1月につき
A2	1221	生活援助訪問型サービスⅤ	生活援助訪問型サービス費(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,061単位	2,061	
A2	1331	生活援助訪問型サービスⅥ	生活援助訪問型サービス費(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,146単位	3,146	
A2	4011	生活援助訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	